

別表2（第24条関係）

区分	事項	移管対象
法人の運営に関する公文書	一 法人の運営に関する一般方針の確定に関するもの	イ 法人全般に係る総合的な計画又は構想の策定に関するもので重要なもの ロ 法人における事業・財政の最高方針等に関する審議策定や調整を行う会議に関するもの
	二 法人の事務事業に係る基本的な方針又は計画の策定、変更又は廃止に関するもの	法人の事務事業に係る基本的な方針又は計画に関するもので重要なもの
組織人事等に関する公文書	一 組織の管理、人事制度、給与制度等に関するもの	次に掲げるもののうち、上記事項に係る制度主管課又は事務主管課が作成し、又は取得したもの
		イ 組織管理等に関する計画の策定に関するもの
		ロ 組織の設置又は改廃に関するもの
	ハ 人事、任用、給与制度等に関する計画の策定に関するもの	
二 職員の任免その他の人事に関するもの	理事の任免に関するもの（意見具申その他の軽微なものを除く。）	
三 職員の分限及び懲戒に関するもの	上記事項に係る制度主管課による分限処分又は懲戒処分の決定に関するもの（病気休職に係る意見具申、内申、決定等に関するものを除く。）	
定款、業務方法書、規程、要綱等の例規に関する公文書	一 規程、例規等の立案、制定又は改廃に関するもの	定款、業務方法書、規程、例規等の立案、制定又は改廃に関するもの
	二 事務要領、実施細目等の制定又は改廃に関するもの	事務要領、実施細目等の制定又は改廃に関するもののうち重要なもの
予算又は決算に関する公文書	成立した予算に係る事務事業についての基本的執行方針の決	上記事項に係る事務主管課が作成し、又は取得した予算説明資料又は決算調書

	定に関するもの又は 決算認定に関するもの	
財産に関する公文書	財産の取得及び処分に関するもの	物件の買入れ、寄附受領、売払い、譲与、出資の目的等に関するもの
事務引継ぎに関する公文書	事務引継書類	イ 理事の事務引継書類 ロ 廃止事業等に係る事務引継書類 ハ その他特に重要なもの
争訟に関する公文書	一 損害賠償額の決定又は和解に関するもの	将来の例証となる損害賠償額の決定又は和解に関するもの（当該損害賠償に係る事業の主管課から上記事項に係る制度主管課に対して提出した依頼文書等を除く。）
	二 訴訟、審査請求等に関するもの	特に重要な訴訟
監査等に関する公文書	一 監査等に関するもの	次に掲げるもののうち、上記事項に係る制度主管課が作成し、又は取得したもの
		イ 基本計画の制定等
		ロ 外部監査等において、事業執行等に係る重要な問題があったもの
栄典に関する公文書	叙位、叙勲等に関するもの	叙位、叙勲又は褒章に係る国への上申の決定に関するもの（各課等が作成し、又は取得した意見具申又は内申に関するものを除く。）
都の歴史、文化、学術等に関する公文書	都の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記載されたもの	イ 国又は都における文化財の指定又は指定解除に関するもの
		ロ 文化財の減失、毀損等に関するもの
		ハ 都政の重要事件に関する記録等
		ニ 周年記念事業に関するもの
		ホ 科学技術振興等に関するもの
		ヘ 特許に関するもの
		ト 都史に関するもの
公文書の管	公文書の廃棄に関するもの	公文書廃棄の意思決定に関するもの

理等に関する公文書	るもの	
昭和27年度までに作成し、又は取得された公文書	東京都庁処務規程（昭和27年東京都訓令甲第89号）制定以前に作成し、又は取得されたもの	各課が所管する事業に関して引き継がれてきた、東京府、東京市又は都において作成し、又は取得されたもの
この表中に掲げられていない公文書であって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものを含む。		
(1) 組織及びその機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する公文書		
(2) 都民の権利及び義務に関する公文書		
(3) 都民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する公文書		
(4) 都の歴史、文化、学術、事件等に関する公文書		